

揭示事項（通所介護）

令和7年1月1日時点

○運営規程の概要

| | | | |
|----------------|---|--------------|------------------------|
| 事業所名 | いこいの里あさひ | サービスの種類 | 通所介護 通所型サービス |
| | | 事業所番号 | 1570302941 |
| 所在地 | 上越市吉川区梶字屋敷 2084 番 1 | 管理者氏名 | 三浦彰子 |
| 電話番号 | 025-539-3148 | FAX 番号 | 025-548-3158 |
| 営業日 | 365 日 | その他 年間の休日 | 事業所の都合により臨時休業することがある |
| 営業時間 | 7:00~18:30 | 備考 | サービス提供時間 9:00~17:00 |
| 利用料及び その他費用 | 法定代理受領分：厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分 法定代理受領分以外：厚生労働大臣が定める告示上の基準額 食費：1食 720 円、歯ブラシ代：1本 50 円、連絡ファイル代：1冊 280 円 | | |
| 通常の事業実施 地域 | 上越市吉川区、柿崎区、大潟区、頸城区 | | |

○従業員の勤務体制

| | |
|---------|-----------------|
| 生活相談員 | 常勤 1 人 非常勤 2 人 |
| 看護員 | 常勤 0 人 非常勤 6 人 |
| 機能訓練指導員 | 常勤 0 人 非常勤 6 人 |
| 介護員 | 常勤 0 人 非常勤 15 人 |

○事故発生時の対応

- 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の居住する市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

○苦情処理の体制

| | |
|---------|-----------------------------|
| 苦情受付担当者 | 三浦彰子（事業所管理者） |
| 苦情解決責任者 | 吉崎 讓（社会福祉法人上越市社会福祉協議会吉川支所長） |

○第三者評価の実施状況

| | |
|----------|----|
| 実施の有無 | なし |
| 直近の実施年月日 | |
| 評価機関の名称 | |
| 結果の開示状況 | |